○厚生労働省令第百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第七十七号までを一号ずつ繰り上げ、第七十八号を削り、第七十九号を第七十七号とし、第八十号から第百四十九号までを二号ずつ繰り上げ、第百五十号を削り、第百五十一号を第百四十八号とし、第百五十二号から第二百十一号までを三号ずつ繰り上げ、第二百十二号を削り、第二百十三号を第二百九号とし、第二百十四号から第二百二十号までを四号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規　則

○国家公安委員会規則第十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第三項（これらの規定を同法第六条第二項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項、第八条第九項、第十条、第十三条、第十六条第一項、第十七条第一項、第二項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十二条、第二十三条並びに第二十八条の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十七年九月十一日

国家公安委員会委員長事務代理

国務大臣　上川　陽子

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則

目次

第一章　公告及び指定（第一条―第十六条）
第二章　公告国際テロリストの財産の凍結等の措置
　第一節　規制対象財産等に係る行為の制限（第十七条―第二十五条）
　第二節　規制対象財産の仮領置（第二十六条―第三十二条）
　第三節　資料の提出その他の協力等（第三十三条―第三十五条）
第三章　雑則（第三十六条―第四十条）
附則

第一章　公告及び指定

（名簿記載に係る公告事項）

第一条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　名簿（法第三条第一項に規定する名簿をいう。以下この条において同じ。）に記載された者（以下この条において「名簿記載者」という。）が自然人である場合　名簿に記載された旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者の公告に係る番号（以下「名簿記載者公告番号」という。）並びにその他参考となるべき事項

二　名簿記載者が法人その他の団体である場合　名簿に記載された旨、名簿記載者の名称、別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番号並びにその他参考となるべき事項

（公告事項の通知の方法）

第二条　法第三条第一項の規定による通知は、別記様式第一号の公告事項通知書を送付して行うものとする。

（公告事項の変更に係る通知の方法）

第三条　法第三条第二項の規定による通知は、別記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して行うものとする。

（名簿からの抹消に係る通知の方法）

第四条　法第三条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、別記様式第三号の名簿抹消通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項）

第五条　法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　指定（法第四条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る者（以下「被指定者」という。）が自然人である場合　指定をする旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項

二　被指定者が法人その他の団体である場合　指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、指定の根拠となる条項並びにその他参考となるべき事項

（指定に係る通知事項）

第六条　法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　被指定者が自然人である場合　指定をした旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

二　被指定者が法人その他の団体である場合　指定をした旨、被指定者の名称、別名、旧名称及び所在地、指定番号、指定をした理由、指定をした年月日、指定の有効期間並びにその他参考となるべき事項

（指定に係る通知の方法）

第七条　法第五条第三項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第四号の指定通知書を送付して行うものとする。

（指定に係る公告事項の変更に関する通知の方法）

第八条　法第五条第四項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第五号の指定公告事項変更通知書を送付して行うものとする。